船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

（船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部改正）

第一条　船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「運搬」を「運送」に改める。

第二条第一号中「運搬」を「運送」に、「核分裂性物質に含まれる」を「当該輸送物すべてに含まれる」に改め、「一〇〇分の一以下のもの」の下に「及び当該輸送物すべてに含まれるベリリウムの濃度が一キログラム当たり一グラムを超えないもの」を加え、同条第二号中「のウラン二三五」を「の質量の合計のウラン二三五の質量」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　一又は二以上の輸送物（収納されている核分裂性核種がプルトニウムのみの場合に限る。）を運送するにあたり、当該輸送物すべてに含まれるプルトニウムの質量が一キログラム以下であつて、かつ、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一の質量の合計のプルトニウムの質量に対する比率が一〇〇分の二〇以下であるもの。ただし、専用積載により運送する場合に限る。

第二条第四号中「のウラン」を「の質量の合計のウランの質量」に改める。

別表第一の表中

「$^{35}_{36}$Br$^{83}_{79}$Kr	4	4×10^{-1}	1×10^{1} 1×10^{3}	1×10^{6} 1×10^{5}」
$^{35}_{36}$Br$^{83}_{79}$Kr	4	4×10^{-1}	1×10^{1} 1×10^{3}	1×10^{6} 1×10^{5}」

に改める。

第二条　船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四項及び第十八項中「P200」の下に「、P203及びP205」を加える。

第五条第一項第三号中ホをヌとし、ニをリとし、ハをチとし、チの前に次のように加える。

ヘ　過マンガン酸塩とアンモニウム塩の混合物

ト　次亜塩素酸塩とアンモニウム塩の混合物

第五条第一項第三号中ロをホとし、イをニとし、ニの前に次のように加える。

イ　臭素酸塩とアンモニウム塩の混合物

ロ　塩素酸塩とアンモニウム塩の混合物

ハ　亜塩素酸塩とアンモニウム塩の混合物

第七条第四項第一号及び第二号中「摂氏六〇度」を「摂氏六〇度」に改める。

第七条の三第三項第一号中「品名を」の下に「高さ六五ミリメートル以上の大きさで」を加え、同条第四項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　内装容器当たりの危険物収納量が五〇〇ミリリットル以下であつて、内装容器を気密に密閉した組合せ容器

第十条の三中「高温注意用表示」を「第三号様式の高温注意用表示及び第四号様式の少量危険物用表示」に改める。

第十三条の二第三項第一号を次のように改める。

一　第一項第一号の危険物　第四号様式の少量危険物用表示を表示すること。

第十四条の三第一号ニ中「摂氏六一度」を「摂氏六〇度」に改め、同条第二号中「放射性物質等」の下に「（L型輸送物として容器に収納され、又は包装されるものを除く。）」を加える。

第十五条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　コンテナにその監視又は追跡を行うための装置を取り付ける場合は、コンテナに収納された危険物に対して安全なものであり、かつ、コンテナに確実に固定すること。

第十六条の二中第九項を第十一項とし、第五項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第四項中「規則第二十八条第三項」の下に「ただし書」を加え、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　規則第二十八条第三項の告示で定める方法は、高さ六五ミリメートル以上の大きさで表示する方法とする。

第十六条の二中第三項を削り、第二項の次に次の二項を加える。

3　規則第二十八条第二項の告示で定める危険物は、第十三条の二第一項第一号に規定する危険物とする。

4　規則第二十八条第二項の告示で定める表示は、第四号様式の少量危険物用表示による表示とする。

第十六条の四第二号中「第十五条の二第二号」を「第十五条の二第三号」に改める。

第十六条の七第一号イ中「第十五条の二第二号」を「第十五条の二第三号」に改める。

第十七条の二第四項ただし書き中「第五号まで及び第七号」を「第四号まで及び第六号」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条の三第一号中「別表第一の備考6(5)中P200が示す容器の表の最大圧力」を「別表第一備考6(1)(i)中P200の記号の容器の表の最大圧力の欄に掲げる圧力」に改め、同条第三号中「最大圧力」の下に「（深冷液化ガスを充てんしてある容器の内部圧力にあつては、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおいて、別表第一備考6(1)(i)中P203の記号の容器の表の最大圧力の欄に掲げる圧力）」を加え、同条第四号中「別表第一の備考6(5)中P200及びP203の記号の容器」を「別表第一備考6(1)(i)中P200及びP203の記号の容器」に改める。

第二十五条の六の二第一項第一号の表を次のように改める。

容器の種類	規格
再充てんすることができる鋼製溶接容器（内容積が一五〇リットル以下で、試験圧力が六〇バール以下であるもの）	国際標準化機構が定めた規格（以下「ISO」という。）四七〇六
再充てんすることができるアルミニウム合金製継目なし容器（内容積が一五〇リットル以下であるもの）	ISO七八六六
再充てんすることができる鋼製継目なし容器（内容積が一五〇リットル以下で、材質が、焼入れ及び焼戻しをした引張り強度が一一〇〇メガパスカル未満の鋼材であるもの）	ISO九八〇九―一
再充てんすることができる鋼製継目なし容器（内容積が一五〇リットル以下で、材質が、焼入れ及び焼戻しをした引張り強度が一一〇〇メガパスカル以上の鋼材であるもの）	ISO九八〇九―二
再充てんすることができる鋼製継目なし容器（内容積が一五〇リットル以下で、材質が、焼きならしをした鋼材であるもの）	ISO九八〇九―三
再充てんすることができない金属製容器（内容積が一五〇リットル以下であるもの）	ISO一一一一八
再充てんすることができない鋼製継目なし容器（内容積が一五〇リットルを超え三〇〇〇リットル以下であるもの）	ISO一一一二〇
再充てんすることができるステンレス鋼製溶接容器（内容積が一五〇リットル以下で、試験圧力が六メガパスカル以下であるもの）	ISO一八一七二
再充てんすることができるアルミニウム合金製溶接容器（内容積が一五〇リットル以下であるもの）	ISO二〇七〇三

第五十二条の二中「摂氏六一度」を「摂氏六〇度」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

（荷役前の注意）

第五十三条の二　規則第三百二十六条の二第二項の告示で定める消火装置は、二個以上の持運び式泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火装置とする。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。